



©藤沢市

1.1 申請方法

事前に電話予約のうえ、申請書類を教育総務課にご持参ください。
受付時に申請書類の内容について確認をしますので、ご本人がお越しください。
※持参が難しい場合は、教育総務課へご相談ください。

1.2 受付期間（期限厳守）

2020年8月3日（月）から9月30日（水）まで
※窓口でのご提出は9時から17時まで、平日のみ受け付けています。

1.3 受付場所・お問い合わせ先

〒 251-8601
藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎3階
藤沢市教育委員会 教育総務課
電話番号 0466-50-3556（直通）

教育総務課ホームページ

<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kyouiku/>

QRコードはこちら→



2021年度 藤沢市給付型奨学金 『白石敬子奨学金』 奨学生募集要項

2018年1月、日本を代表する国際的オペラ歌手である故白石敬子^{ひろこ}氏より、次の世代を担う子どもたちへの支援を目的として、藤沢市教育
応援基金にご寄付をいただきました。

藤沢市では、白石氏のご意思を踏まえ、経済的に厳しい環境にある中
で、医師・歯科医師を志す子どもたちが、将来に向かって希望をもって
学んでいけるよう、『白石敬子^{ひろこ}奨学金給付事業』を実施します。

藤沢市教育委員会



1 募集人数

大学の医学部・歯学部への進学希望者 1名

2 申請資格

2021年度に大学（学校教育法に規定されている大学（大学院を除く））の医学部医学科、歯学部歯学科への進学を希望している者のうち、次の（1）から（5）までのすべてに該当すること。

- （1） 2020年4月1日時点において、本市に1年以上居住していて、合計所得250万円未満の世帯である、1年以上本市で生活保護を受給している、又は本市の児童養護施設に1年以上入所している（退所者については退所から2年以内）のいずれかにあてはまること。
- （2） 高等学校における前年度の学年末（既卒者は最終学年末）までの学習成績の評定について全履修教科の平均した値が3.7以上であること。高等学校卒業程度認定試験の合格者については、各教科の成績が全てB以上であり過半数がAであること。
- （3） 経済的な理由により修学が困難であると認められること。
- （4） 高等学校を卒業予定、又は卒業しているか卒業程度の認定を受けており、生年月日が2001年4月2日から2003年4月1日までであること。
- （5） 修学に耐えうる健康状態であること。

3 奨学金の額

- （1） 入学準備奨学資金 入学金相当額（上限30万円／1回）
- （2） 学費奨学資金 学費相当額（上限72万円／年額）
 - ※ 入学準備奨学資金は2020年度中に給付します。
 - ※ 学費奨学資金は前期（4～6月）と後期（10～12月）に半年分をまとめて給付します。
 - ※ 大学等への納入期限に給付が間に合わない場合もあります。

4 給付期間

在学する大学等の正規の修業年限

5 出願手続

奨学金給付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて提出してください。

※ 「奨学金を必要とする理由」欄には、進路を選択したきっかけや、奨学金を使ってどのようなことを学び、将来はどのような医師・歯科医師になりたいのか、具体的に記載してください。

- （1） 高等学校又は高等学校卒業程度認定試験の成績を証明できる書類
- （2） 同一世帯内で所得のある者全員の所得を証明できる書類
- （3） 世帯全員の住民票の写し（続柄記載のもの）

- （4） 奨学金受給者推薦調書（第2号様式）
- （5） 生活保護の受給者証（生活保護世帯のみ）
- （6） 児童養護施設の入所又は退所を証明できる書類（児童養護施設の方のみ）

6 給付対象者の選考

給付対象者については、二次選考を経て、世帯の状況や学業に対する意欲等を確認の上、選考します。

- （1） 一次選考・・・書類選考（世帯状況、本人の成績等）
- （2） 二次選考・・・小論文、面接

7 併給

他の給付型奨学金との併給はできません。ただし、貸与型奨学金と国における高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金は併給可能です。

8 給付中の面談

奨学金の給付に当たっては、大学等に在学中、年に数回、市の職員と面談することが条件となります。面談の際は、基本的には藤沢市役所にお越しいただくこととなります。

9 奨学金の打ち切り、返還について

本奨学金は、基本的に入学してから正規の修業年限までは継続して給付いたしますが、1年に1度継続給付の申請をしていただき、学業の状況等を確認します。継続給付申請がない場合や、学業成績が不振で正規の年限での卒業ができない場合、給付条件を満たさない場合などについては、給付を打ち切る場合があります。

また、給付型の奨学金であるため、基本的に返還の必要はありませんが、留年、退学、除籍となった場合や、定期的な面談に応じない場合、虚偽その他の不正な手段によって奨学金の給付を受けていた場合などについては、給付を打ち切るとともに奨学金の返還を求める場合があります。

詳細はQ&Aの打ち切り、返還の項目をご覧ください。

10 奨学生の決定までの流れ

- （1） 募集期間・・・・・・・・・・・・・8月～9月
- （2） 一次審査・・・・・・・・・・・・・10月
- （3） 二次審査・・・・・・・・・・・・・11月
- （4） 奨学生の内定・・・・・・・・・・・・・12月
- （5） 入学準備奨学資金の支払い・・・・・・・・大学等への合格確認後

